

休日・夜間における初診時選定療養費について

平日の昼間と同様に、平日の夜間、土・日曜日及び休日においても、初診の場合に「初診時選定療養費」として7,700円（歯科口腔外科は5,500円）を、健康保険の適応外の費用として原則ご負担いただくこととなります。

ただし、次の場合には、ご負担はありません。

- 他の医療機関等からの紹介状を持参された方
- 救急車で搬送された方
- 指定難病、自立支援医療、生活保護等の制度による公費受給対象の方
- 労働災害、交通事故で受診される方 等

当院の夜間・休日の診療は、救命救急センターで行っています。救命救急センターの大きな役割は、重度な傷病の救急患者に、適切に救急医療を提供することにあります。

地域の皆様に安全で質の高い救急医療を提供するため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、この「初診時選定療養費」は、子ども医療費の窓口無料化の対象となっていないのでご了承ください。

市立四日市病院